

**第2期那須塩原市放課後児童クラブ整備計画
(案)**

令和 年 月

那須塩原市

目 次

1	計画策定の目的.....	1
2	計画の位置付けと期間.....	1
	(1) 計画の位置付け	1
	(2) 計画期間	1
3	第1期整備計画の成果.....	2
4	放課後児童クラブの現状	4
	(1) 小学校在籍児童数の推移及び放課後児童クラブ別利用者数の推移	4
	(2) 那須塩原市子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果について	6
5	計画の必要性	7
6	整備の方針について	8
	(1) 整備方法について.....	8
	(2) 民設児童クラブの活用	8
7	整備を行う学校区、時期の基本的な考え方.....	9
	(1) 整備を行う学校区.....	9
	(2) 整備時期	9
資料等		
別表1	地区別児童クラブ利用者数見込み	10
別表2	児童一人あたりの専用区画面積	11
資料1	那須塩原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める 条例・規則	12
資料2	那須塩原市放課後児童クラブ整備計画検討委員会設置要領	21
資料3	放課後児童健全育成事業の整備計画等の策定に向けた内容検討会議委員名簿 及び計画策定の経過	22

1 計画策定の目的

本市は、児童一人当たりの適正面積¹を満たしていない施設、老朽化等により快適性、安全性が低い施設等整備の課題を解決するために「那須塩原市放課後児童クラブ整備計画」（平成27年度～令和元年度：5か年。以下「第1期整備計画」という。）を平成27年（2015）年3月に策定し、放課後児童健全育成事業施策を推進してきました。

本市では、市全体の児童数は減少していますが、女性の就業率の上昇等により、放課後児童クラブの利用者数は年々増加しており、今後においても更に増加することが見込まれております。また、平成31年1月に実施した「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」の結果からも放課後児童クラブの利用希望が高く、当面の間は利用者数の増加が予測されます。

現在、本市には、公設民営放課後児童クラブ²（以下「公設児童クラブ」という。）と民設民営放課後児童クラブ³（以下「民設児童クラブ」という。）の2つの設立形態の放課後児童クラブがあります。

「那須塩原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」（以下「条例」という。）で定めた面積要件を遵守し、今後も増加する見込みの利用者を受入れるため、追加的な施設整備が必要な学校区、整備時期及び整備方針等を定めた「第2期那須塩原市放課後児童クラブ整備計画」（以下「第2期整備計画」という。）を策定いたします。

注釈1：条例及び規則で専用区画の面積基準は、児童一人当たりの面積をおおむね1.65㎡以上とすると規定している。

注釈2：市が所有する建物を利用し、市が委託する法人が運営を行っている施設

注釈3：民間事業者等が自ら所有する建物を利用し、運営を行っている施設

2 計画の位置付けと期間

（1）計画の位置付け

本計画は、子育て支援施策全般に係る基本的な計画である「第2期那須塩原市子ども・子育て未来プラン」に基づき、今後の市の放課後児童クラブの整備の方向性を定めた計画として位置付けます。

（2）計画期間

計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5か年とします。

ただし、社会情勢の変化等により、必要に応じて適宜見直しを行うものとします。

3 第1期整備計画の成果

第1期整備計画期間において、12施設の新築整備を実施し、計画に記載の13施設すべてについて開設となりました。(西小第二は既存施設利用)

<新築整備実施済み児童クラブ>

稲村小、東原小、共英小、鍋掛小、大原間小、高林小第二、三島小第三、
槻沢小、東小、南小第二、大山小第三、関谷小第二

第1期整備計画後の公設児童クラブは27施設、定員は1,437人となり、平成27年度の21施設、901人に対し、6施設、536人の増加となり、これにより、利用者受入体制の拡充を図りました。



鍋掛小学校放課後児童クラブ



大原間小学校放課後児童クラブ

公設児童クラブの施設の概要

NO	地区	クラブ名	住所	利用施設	専用区画面積	建築年度	定員
1	黒磯地区	黒磯小学校放課後児童クラブ	豊町2-1	黒磯小学校敷地内 専用施設1棟	83.58 m ²	平成22年度	52
2		稲村小学校放課後児童クラブ	埼玉8-120	旧稲村公民館敷地内 専用施設1棟	57.53 m ² 58.08	平成28年度	70
3		東原小学校放課後児童クラブ	東原4	東原小学校敷地内 専用施設1棟	62.41 m ² 56.25	平成28年度	73
4		埼玉小学校放課後児童クラブ	埼玉99	埼玉小学校敷地内 専用施設1棟	65.38 m ² 46.03	平成26年度	70
5		豊浦小学校放課後児童クラブ	豊浦17	豊浦小学校敷地内 専用施設1棟	43.26 m ² 43.65	平成24年度	53
6		共英小学校放課後児童クラブ	共壘社99-1	共英小学校敷地内 専用施設1棟	59.17 m ² 44.45	平成27年度	62
7		鍋掛小学校放課後児童クラブ	鍋掛1019	鍋掛小学校敷地内 専用施設1棟	50.46 m ² 50.70	平成30年度	62
8		大原間小学校放課後児童クラブ	方京3丁目14-7	大原間小学校敷地内 専用施設1棟	80.60 m ² 80.88	令和元年度	99
9		高林小学校第一放課後児童クラブ	高林455	高林小学校近隣敷地内 専用施設1棟	68.64 m ²	平成24年度	37
10		高林小学校第二放課後児童クラブ	高林455	高林小学校近隣敷地内 専用施設1棟	31.63 m ²	令和元年度	21
11		青木小学校放課後児童クラブ	青木13-1	青木一区多目的センター 借用中	93.96 m ²	昭和58年度	56
12	西那須野地区	三島小学校第一放課後児童クラブ	三島1-22	三島小学校隣接敷地内 専用施設1棟	69.42 m ² 73.93	平成16年度	86
13		三島小学校第二放課後児童クラブ	三島1-22	三島小学校隣接敷地内 専用施設1棟	66.31 m ²	平成21年度	40
14		三島小学校第三放課後児童クラブ	三島1-22	三島小学校隣接敷地内 専用施設1棟	77.55 m ²	平成28年度	48
15		槻沢小学校放課後児童クラブ	槻沢1	槻沢小学校敷地内 専用施設1棟	69.26 m ² 61.00	平成29年度	78
16		東小学校放課後児童クラブ	太夫塚1-193	東小学校敷地内 専用施設1棟	70.74 m ² 70.68	令和元年度	84
17		南小学校第一放課後児童クラブ	二区町401	南公民館内 公民館施設の一部利用	57.06 m ²	平成6年度	34
18		南小学校第二放課後児童クラブ	二区町401	南公民館内 専用施設1棟	74.85 m ²	平成27年度	46
19		西小学校第一放課後児童クラブ	四区町661	西公民館内 専用施設1棟	93.86 m ²	平成26年度	58
20		西小学校第二放課後児童クラブ	四区町661	西公民館内 公民館施設の一部利用	56.99 m ²	平成4年度	34
21		大山小学校第一放課後児童クラブ	下永田8-7-86	大山公民館敷地内 専用施設1棟	46.88 m ² 49.53	平成17年度	58
22		大山小学校第二放課後児童クラブ	下永田8-7-86	大山公民館敷地内 専用施設1棟	78.23 m ²	平成5年度建築 平成21年度改修	47
23	大山小学校第三放課後児童クラブ	下永田8-7-86	大山公民館敷地内 専用施設1棟	82.77 m ²	平成29年度	52	
24	塩原地区	関谷小学校第一放課後児童クラブ	関谷2018-1	関谷小学校敷地内 専用施設1棟	51.40 m ²	平成15年度	31
25		関谷小学校第二放課後児童クラブ	関谷2018-1	関谷小学校敷地内 専用施設1棟	64.38 m ²	令和元年度	45
							1,437

4 放課後児童クラブの現状

(1) 小学校在籍児童数の推移及び放課後児童クラブ別利用者数の推移

小学校在籍児童数は、平成22年度をピークに減少傾向にあります。市全体として児童数は減少傾向にありますが、学校ごとにみると増加や横ばいもみられます。

一方、放課後児童クラブ利用者数については、令和元年5月1日現在2,277人で平成27年度の1,763人に対し514人の増加となっています。また、公設児童クラブと民設児童クラブで比較すると公設児童クラブは、25施設（うち大貫小児童クラブ、横林小児童クラブは休止）、利用者数は1,449人で利用者全体の63.7%、民設児童クラブは、19施設、828人、36.3%となっています。

このように、市全体の児童数は減少傾向にあるものの、学校によって状況が異なり、また児童数が減少していても共働き世帯の増加、ひとり親世帯の増加など社会情勢の変化によって放課後児童クラブのニーズは年々高くなってきており、施設整備による受入体制の確保が課題となっています。

小学校在籍児童数の推移

単位：人

小学校	年 度				
	H27	H28	H29	H30	H31 (R1)
黒磯小学校	282	271	262	257	249
稲村小学校	507	501	484	463	457
東原小学校	295	271	259	246	249
埼玉小学校	451	446	460	463	461
豊浦小学校	367	362	358	350	353
共英小学校	357	335	320	311	285
鍋掛小学校	243	225	205	210	187
大原間小学校	560	562	573	599	596
波立小学校	94	93	102	104	111
高林小学校	176	163	159	150	141
青木小学校	86	86	94	96	105
三島小学校	725	712	726	734	739
槻沢小学校	249	247	267	275	280
東小学校	417	397	372	389	402
南小学校	417	412	416	403	398
西小学校	305	282	280	277	285
大山小学校	666	665	703	723	743
関谷小学校	135	158	165	147	148
金沢小学校	29				
大貫小学校	40	32	31	32	25
横林小学校	39	35	29	24	16
塩原小中学校（前期課程） ※H27H28は塩原小学校	73	69	64	54	44
合計	6513	6324	6329	6307	6274

※関谷小に金沢小を含む（平成28年度以降）

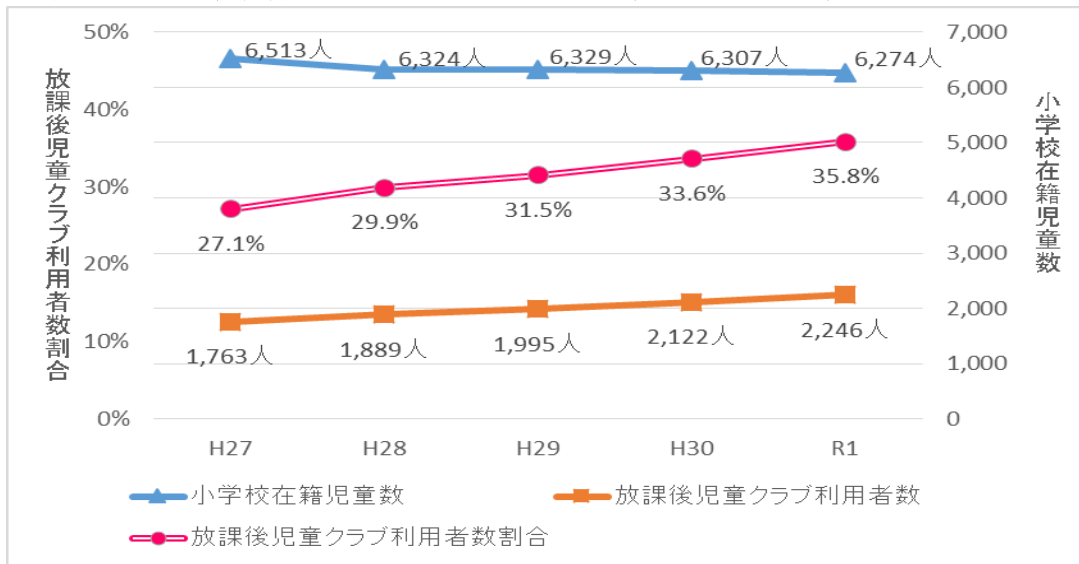
放課後児童クラブ別利用者数の推移

単位：人

	地区	公設 民設	クラブ名	H27	H28	H29	H30	R1
1	黒磯地区	公設	黒磯小学校放課後児童クラブ	66	63	69	60	50
2			稲村小学校放課後児童クラブ	58	75	81	99	104
3			東原小学校放課後児童クラブ	52	44	50	39	44
4			埼玉小学校放課後児童クラブ	86	88	95	106	91
5			豊浦小学校放課後児童クラブ	71	65	68	69	68
6			共英小学校放課後児童クラブ	40	47	56	66	74
7			鍋掛小学校放課後児童クラブ	42	43	51	46	49
8			大原間小学校放課後児童クラブ	65	55	63	69	91
9			高林小学校放課後児童クラブ	73	67	58	54	54
10		青木小学校放課後児童クラブ	33	37	38	51	57	
11		民設	学童保育第一せいわクラブ	37	34	44	42	37
12			学童保育第二せいわクラブ	75	72	84	65	54
13			学童保育第二せいわいちごクラブ	-	-	-	34	31
14			学童保育クレヨンくらぶ	49	57	46	43	35
15			学童保育たけのこクラブ	54	49	51	48	56
16			学童保育島方クラブ	92	93	77	85	83
17			くろいそフレンドクラブ	43	47	46	42	56
18			学童クラブてらこや	31	53	62	54	49
19			学童保育ゆめみらい	5	12	18	28	36
20			スマイリア	-	-	-	-	14
21			木の子クラブ	-	-	-	-	14
22			学童クラブ空	3	12	-	-	-
23			スマイルクラブ	14	50	51	45	39
24	西那須野地区		公設	三島小学校第一放課後児童クラブ	74	82	91	105
25		三島小学校第二放課後児童クラブ		45	53	47	42	55
26		三島小学校第三放課後児童クラブ		-	-	49	54	55
27		槻沢小学校放課後児童クラブ		41	38	45	60	79
28		東小学校放課後児童クラブ		59	71	63	67	65
29		南小学校第一放課後児童クラブ		63	24	38	42	46
30		南小学校第二放課後児童クラブ		-	41	54	64	60
31		西小学校第一放課後児童クラブ		65	41	25	50	50
32		西小学校第二放課後児童クラブ		-	24	28	32	31
33		大山小学校第一放課後児童クラブ	65	73	71	67	75	
34		大山小学校第二放課後児童クラブ	47	53	51	42	49	
35		大山小学校第三放課後児童クラブ	-	-	-	36	44	
36		民設	わくわくクラブ	38	37	34	35	35
37			のびのびクラブ	40	37	29	36	27
38	ほのぼのクラブ		-	-	-	-	22	
39	ビーキッズ		24	31	42	36	40	
40	学童クラブあっとほーむ		75	69	61	59	58	
41	学童保育第三せいわクラブ	48	65	76	81	99		
42	塩原地区	公設	関谷小学校放課後児童クラブ	54	54	62	53	52
43			大貫小学校放課後児童クラブ	7	4	4	4	休止
44			横林小学校放課後児童クラブ	11	9	4	1	休止
45		民設	にっこり学童クラブ	18	18	9	11	12
46			はぐくみクラブ	-	2	4	-	-
			小計（公設）	1,117	1,151	1,261	1,378	1,449
			小計（民設）	646	738	734	744	797
			合計	1,763	1,889	1,995	2,122	2,246

※各年度5月1日時点の人数（一時利用者含む）

小学校在籍児童数、放課後児童クラブ利用者数及び利用者数割合の推移

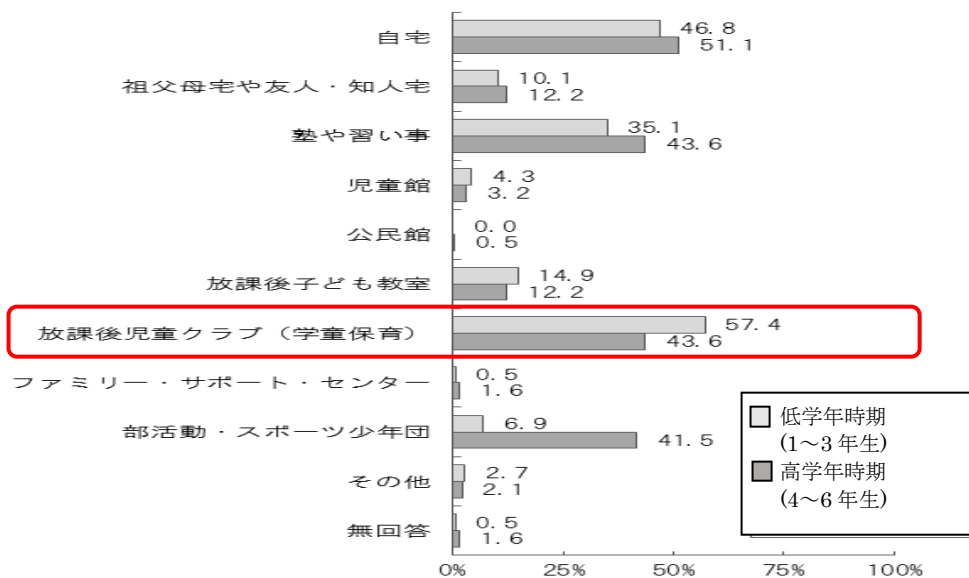


(2) 那須塩原市子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果（平成31年(2019)年1月実施）について

就学前児童の保護者を対象にした、放課後の過ごし方の希望についての調査結果は、低学年時期では「放課後児童クラブ」（57.4%）が最も高く、次いで「自宅」（46.8%）となっています。

また、高学年時期では、「自宅」（51.1%）の割合は最も高くなり、次いで「塾や習い事」と「放課後児童クラブ」（各43.6%）が同率となっています。

放課後の過ごし方の希望について



※ ニーズ調査は、市の現状と今後の子ども・子育て支援における課題を整理することを目的としたものです。

※ 「児童館」「放課後子ども教室」は現在、那須塩原市では実施していないため、利用希望のみ調査しました。

5 計画の必要性

本計画は、条例で定めた児童一人当たりの専用区画面積を満たしていない、また満たすことが難しいと予測される施設について、面積要件を遵守し、今後も増加する利用者に対応するため、追加的な整備が必要な学校区、整備時期及び整備方針等を定めるために必要な計画となります。

R 2 年度定員、R 1 年度利用者実績及びR 2～R 6 年度児童クラブ利用者数の推計

単位：人

小学校	R 2 定員		年 度								
			実績		見込み						
			R1	R2	R3	R4	R5	R6			
黒磯地区	黒磯小学校	公設	52	97	50	89	88	92	94	93	91
		民設	45		39						
	稲村小学校	公設	70	130	104	162	162	170	173	172	166
		民設	60		58						
	東原小学校	公設	73	115	44	84	87	90	92	92	89
		民設	42		40						
	埼玉小学校	公設	70	179	91	192	205	210	213	212	206
		民設	109		101						
	豊浦小学校	公設	53	107	68	124	122	127	130	129	125
		民設	54		56						
	共英小学校	公設	62	111	74	123	96	100	102	101	98
		民設	49		49						
	鍋掛小学校	公設	62	78	49	65	61	63	65	64	63
		民設	16		16						
	大原間小学校	公設	99	236	91	212	216	225	230	228	222
		民設	137		121						
波立小学校	公設	0	36	0	23	37	31	31	31	30	
	民設	36		23							
高林小学校	公設	58	59	54	55	50	52	53	53	51	
	民設	1		1							
青木小学校	公設	56	56	57	57	64	64	63	62	60	
	民設	0		0							
黒磯地区	公設	655	1,204	682	1,186	1,188	1,224	1,246	1,237	1,201	
	民設	549		504							
西那須野地区	三島小学校	公設	174	250	216	299	307	320	339	324	310
		民設	76		83						
	槻沢小学校	公設	78	93	79	93	108	113	120	114	109
		民設	15		14						
	東小学校	公設	84	129	65	111	151	158	167	160	151
		民設	45		46						
	南小学校	公設	80	116	106	150	143	150	159	150	144
		民設	36		44						
	西小学校	公設	92	111	81	102	102	107	113	107	103
		民設	19		21						
大山小学校	公設	157	225	168	241	274	286	303	289	276	
	民設	68		73							
西那須野地区 小学校未定	民設	106	106								
西那須野地区	公設	665	1,030	715	996	1,085	1,134	1,201	1,144	1,093	
	民設	365		281							
塩原地区	関谷小学校	公設	76	76	52	52	56	58	72	85	77
		民設	0		0						
	大貫小学校 ※H31年度から休止中	公設	32	32	0	0	7	7	9	16	15
		民設	0		0						
	横林小学校 ※H31年度から休止中	公設	9	9	0	0	4	4	5	16	15
		民設	0		0						
	塩原小中学校 (前期課程)	公設	0	18	0	12	12	13	15	16	15
民設		18	12								
塩原地区	公設	117	135	52	64	79	82	101	101	92	
	民設	18		12							
合計	公設	1,437	2,369	1,449	2,246	2,352	2,440	2,548	2,482	2,386	
	民設	932		797							

※R 1 年度は実績数（令和元年5月1日時点、一時利用者含む）。ただし、民設の実績数は、各民設クラブの平成27年度から平成30年度までの各校在籍割合を5月1日時点の各クラブ在籍児童数にかけることにより算出。R 2 年度以降は見込み。

※R 2 民設定員は、各民設クラブの平成27年から平成30年度までの各校在籍割合を定員に掛けることにより算出。

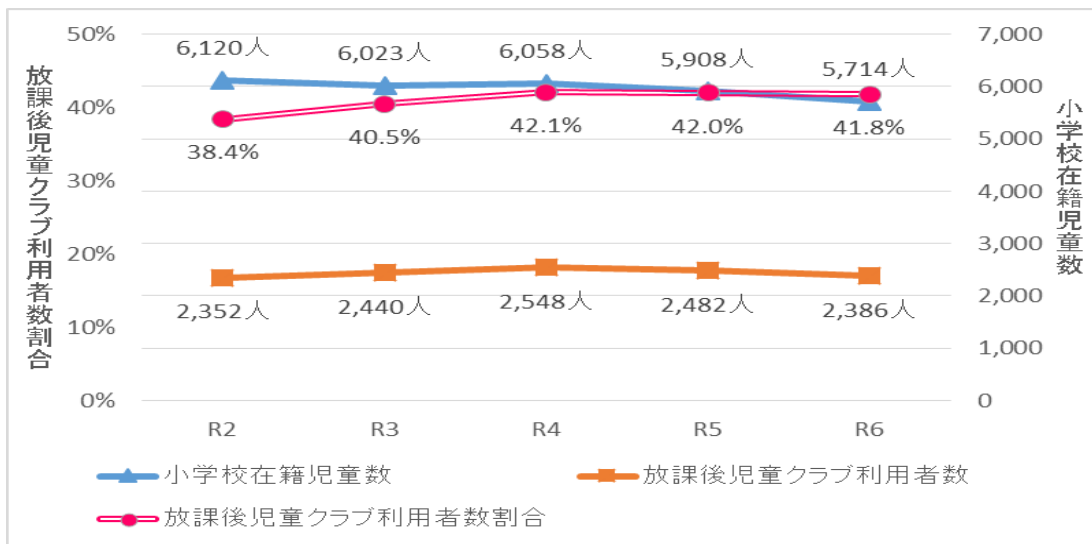
※赤色数値は、各小学校区における見込み人数のピークを示す。

※西那須野地区において、学童保育さくらんぼ(定員：26)が開設済。

R 2 から、第三せいわメロン(定員：40)・三島学舎(定員：40)が開設予定。受入小学校区未定のため受入合計人数のみ記載。

※民設利用定員は、過去四年間の傾向としての数字であり、どの小学校から何人受け入れるかは今後未定である。

小学校在籍児童数、放課後児童クラブ利用者数及び利用者数割合の推計



6 整備の方針について

第1期整備計画においては、学校敷地内等に公設児童クラブの専用施設の新築整備を中心に進めてきました。

放課後児童クラブ利用者数は増加し続けておりますが、利用者数のピークを第2期整備計画期間中に迎え、将来的に減少を見込んでいる中で、これ以上専用施設を新築していくことは財政的にも合理的でないと考えられます。

今後整備を行う公設児童クラブについては、適正面積を満たしていない施設、かつ専用施設がなく現在クラブの運営をしている学校区を優先的に整備し、利用者見込みのピーク時における児童一人当たりの面積、民設児童クラブ開設の動き等を勘案し総合的に判断し整備することとします。

(1) 整備方法について

第2期整備計画においては、専用施設がなく現在クラブの運営をしている小学校区に専用施設を新築整備いたします。

次に、その他の適正面積を満たしていない施設については、既存施設等の利用や民間活力の更なる活用により整備することとします。

【整備方法】

- ①施設の new 築整備
- ②学校の余裕教室等の活用
- ③公民館施設（その他の公共施設）の活用
- ④空き店舗等の活用
- ⑤他公設児童クラブへの送りの対応

※優先順位は、①から⑤までの順で高いものとする。

(2) 民設児童クラブの活用

様々な特色を持った民間活力の更なる活用のため、民設児童クラブに対し、開設しやすい環境を整備するために、支援の拡充を図ります。

7 整備を行う学校区⁴、時期の基本的な考え方

整備を行う学校区は、利用見込みが定員を超え、児童一人当たりの適正面積を満たしていない施設がある小学校区の整備を基本といたします。さらにそのうち民設児童クラブ開設等の動向を考慮し、選定いたしました。

また、整備時期については、利用見込みが最も多い年度と定員との差、整備方法の優先順位や民設児童クラブ開設等の動きを勘案し総合的に判断し整備することとします。

参照：「R2年度定員、R1年度利用者実績及びR2～R6年度児童クラブ利用者数の推計」(6ページ)、別表2(10ページ)

(1) 整備を行う学校区

(ア) 児童一人あたりの適正面積を満たしていない、かつ専用施設がないため新築整備をする施設

青木小学校区

(イ) 児童一人当たりの適正面積を満たしていない施設

公設児童クラブの施設で、児童一人当たりの適正面積を満たしていない施設は6施設あります。

- ①稲村小学校区、②埼玉小学校区、③豊浦小学校区、④三島小学校区、
- ⑤南小学校区、⑥大山小学校区

以上の(ア)、(イ)の7学校区を第2期整備計画における整備対象学校区とします。

また、整備方法については、各学校区や地域の実情に合わせ、また民設児童クラブ開設の動きも把握しながら、前述した整備方法の中から検討し、決定することとします。

(2) 整備時期

年度	学校区
令和2年度	青木小学校区
	稲村小学校区
令和3年度	三島小学校区
	大山小学校区
令和4年度	埼玉小学校区
令和5年度	南小学校区
令和6年度	豊浦小学校区

※ただし、利用者数の減少等実情に対応した計画の変更を行うことがあります。

施設整備の他に、施設修繕についても現状を鑑み、適宜実施します。

注釈4：公設児童クラブの整備範囲は、学校施設の整備だけでなく、公民館（その他の公共施設）や空き店舗等の活用や他公設児童クラブへの送りの対応を検討するため、「学校区」とする。

別表 1

地区別児童クラブ利用者数見込み

単位：人

		R2	R3	R4	R5	R6
黒磯地区	児童クラブ利用者数見込み (A)	1,188	1,224	1,246	1,237	1,201
	公設定員 (B)	655	655	655	655	655
	民設定員 (C)	549	549	549	549	549
	不足分 (B+C) - A	16	-20	-42	-33	3
西那須野地区	児童クラブ利用者数見込み (A)	1,085	1,134	1,201	1,144	1,093
	公設定員 (B)	665	665	665	665	665
	民設定員 (C)	365	365	365	365	365
	不足分 (B+C) - A	-55	-104	-171	-114	-63
塩原地区	児童クラブ利用者数見込み (A)	79	82	101	101	92
	公設定員 (B)	117	117	117	117	117
	民設定員 (C)	18	18	18	18	18
	不足分 (B+C) - A	56	53	34	34	43
合計	児童クラブ利用者数見込み	2,352	2,440	2,548	2,482	2,386
	公設定員	1,437	1,437	1,437	1,437	1,437
	民設定員	932	932	932	932	932
	不足分	17	-71	-179	-113	-17

別表 2

児童 1 人あたりの専用区画面積

令和元年5月1日時点							
地区	クラブ名	専用区画面積 (単位：㎡)	定期利用者数 (単位：人)	1人当り面積 (単位：㎡)	定期・一時 利用者数 (単位：人)	1人当たり面積 (単位：㎡)	
黒磯地区	公設	黒磯小学校放課後児童クラブ	87.67	40	2.19	50	1.75
		稲村小学校放課後児童クラブ	118.67	82	1.45	104	1.14
		東原小学校放課後児童クラブ	122.18	40	3.05	44	2.78
		埼玉小学校放課後児童クラブ	119.25	64	1.86	91	1.31
		豊浦小学校放課後児童クラブ	89.83	53	1.69	68	1.32
		共英小学校放課後児童クラブ	106.64	61	1.75	74	1.44
		鍋掛小学校放課後児童クラブ	104.76	45	2.33	49	2.14
		大原間小学校放課後児童クラブ	166.14	70	2.37	91	1.83
		高林小学校放課後児童クラブ	73.32	48	1.53	54	1.36
		青木小学校放課後児童クラブ	93.96	48	1.96	57	1.65
	民設	学童保育第一せいわクラブ	101.14	33	3.06	37	2.73
		学童保育第二せいわクラブ	108.18	54	2	54	2
		学童保育第二せいわいちごクラブ	64.41	31	2.08	31	2.08
		学童保育クレヨンくらぶ	51.17	32	1.6	35	1.46
		学童保育たけのこクラブ	110.43	48	2.3	56	1.97
		学童保育島方クラブ	187.57	71	2.64	83	2.26
		くろいそフレンドクラブ	113.74	31	3.67	56	2.03
		学童てらこや	110.05	42	2.62	49	2.25
		学童保育ゆめみらい	69.56	36	1.93	36	1.93
		スマイリア	49.42	11	4.49	14	3.53
		木の子クラブ	75.59	12	6.3	14	5.4
		スマイルクラブ	102.28	25	4.09	39	2.62
西那須野地区	公設	三島小学校第一放課後児童クラブ	143.35	83	1.73	106	1.35
		三島小学校第二放課後児童クラブ	66.31	42	1.58	55	1.21
		三島小学校第三放課後児童クラブ	80.7	44	1.83	55	1.47
		槻沢小学校放課後児童クラブ	130.26	72	1.81	79	1.65
		東小学校放課後児童クラブ	72.09	57	1.26	65	1.11
		南小学校第一放課後児童クラブ	57.06	37	1.54	46	1.24
		南小学校第二放課後児童クラブ	77.8	44	1.77	60	1.3
		西小学校第一放課後児童クラブ	97.21	43	2.26	50	1.94
		西小学校第二放課後児童クラブ	56.99	26	2.19	31	1.84
		大山小学校第一放課後児童クラブ	96.41	61	1.58	75	1.29
		大山小学校第二放課後児童クラブ	78.23	40	1.96	49	1.6
		大山小学校第三放課後児童クラブ	86.61	37	2.34	44	1.97
	民設	わくわくクラブ	94.29	35	2.69	35	2.69
		のびのびクラブ	52.67	27	1.95	27	1.95
		ほのほのクラブ	52.58	22	2.39	22	2.39
		ビーキッズ	101	31	3.26	40	2.53
		学童クラブあっとほーむ	77.23	52	1.49	58	1.33
		学童保育第三せいわクラブ	117.59	90	1.31	99	1.19
塩原地区	公設	関谷小学校放課後児童クラブ	51.4	43	1.2	52	0.99
	民設	にっこり学童クラブ	30.91	7	4.42	12	2.58

改正

平成28年7月1日条例第21号

平成28年9月29日条例第22号

平成30年6月25日条例第31号

平成30年12月21日条例第44号

那須塩原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の8の2第1項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(最低基準の目的)

第3条 この条例の規定により定める基準（次項及び次条において「最低基準」という。）は、放課後児童健全育成事業を利用している児童（以下「利用者」という。）が、明るく、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

2 市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

(最低基準と事業者)

第4条 放課後児童健全育成事業を行う者（以下「事業者」という。）は、最低基準を超えて、常にその設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

3 市長は、利用者の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、事業者に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

(放課後児童健全育成事業の一般原則)

第5条 放課後児童健全育成事業における支援は、小学校又は義務教育学校の前期課程に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性

及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行われなければならない。

- 2 事業者は、利用者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。
- 3 事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該事業者が行う放課後児童健全育成事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。
- 4 事業者は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。
- 5 放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「事業所」という。）の構造設備は、採光、換気等利用者の保健衛生及び利用者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。
（事業者と非常災害対策）

第6条 事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

- 2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、定期的に行わなければならない。
（事業者の職員の一般的要件）

第7条 放課後児童健全育成事業において利用者の支援に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。

（事業者の職員の知識及び技能の向上等）

第8条 事業者の職員は、常に自己研さんに励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

- 2 事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。
（設備の基準）

第9条 事業所には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画（以下この条において「専用区画」という。）を設けるほか、支援の提供に必要な設備、備品等を備えなければならない。

- 2 専用区画の面積の基準は、規則で定める。
- 3 専用区画及び第1項に規定する設備、備品等（次項において「専用区画等」という。）は、事業所を開所している時間帯を通じて専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供するものでなけれ

ばならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

4 専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならない。

(職員)

第10条 事業者は、事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。

2 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。第5項において同じ。）をもってこれに代えることができる。

3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。

(1) 保育士の資格を有する者

(2) 社会福祉士の資格を有する者

(3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による高等学校（旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（第9号において「高等学校卒業者等」という。）であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの

(4) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状を有する者

(5) 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）

(6) 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者

(7) 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

(8) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

(9) 高等学校卒業者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事

した者であって、市長が適当と認めたもの

(10) 放課後児童健全育成事業に5年以上従事した者であって、市長が適当と認めたもの

4 第2項の支援の単位は、規則で定める。

5 放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者が20人未満の事業所であって、放課後児童支援員のうち1人を除いた者又は補助員が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(利用者を平等に取り扱う原則)

第11条 事業者は、利用者の国籍、信条又は社会的身分によって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第12条 事業者の職員は、利用者に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第13条 事業者は、利用者の使用する設備、食器等及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、事業所において感染症若しくは食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(運営規程)

第14条 事業者は、規則で定める事業の運営についての重要事項に関する規定を定めておかなければならない。

(事業者が備える帳簿)

第15条 事業者は、職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第16条 事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第17条 事業者は、その行った支援に関する利用者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、その行った支援に関し、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

3 事業者は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(開所時間及び日数)

第18条 事業者が定める事業所を開所する時間及び日数の基準は、規則で定める。

(保護者との連絡)

第19条 事業者は、常に利用者の保護者と密接な連絡をとり、当該利用者の健康及び行動を説明するとともに、支援の内容等について、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

(関係機関との連携)

第20条 事業者は、市、児童福祉施設、利用者の通学する小学校又は義務教育学校その他関係機関と密接に連携して利用者の支援に当たらなければならない。

(事故発生時の対応)

第21条 事業者は、利用者に対する支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに、市、当該利用者の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、利用者に対する支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行わなければならない。

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行する。

(職員に関する経過措置)

2 この条例の施行の日から平成32年3月31日までの間、第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（平成32年3月31日までに修了が見込まれる者を含む。）」とする。

附 則（平成28年7月1日条例第21号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の那須塩原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の規定は、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成28年9月29日条例第22号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年6月25日条例第31号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年12月21日条例第44号）

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

改正

平成28年10月5日規則第40号

那須塩原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、那須塩原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年那須塩原市条例第27号。以下「条例」という。）第22条の規定に基づき、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設備の基準)

第2条 条例第9条第2項に規定する専用区画の面積の基準は、児童一人につきおおむね1.65平方メートル以上とする。

(支援の単位)

第3条 条例第10条第4項に規定する支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であつて、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする。ただし、40人を超える場合には、複数の支援の単位に分けることができる。

(運営規程)

第4条 条例第14条に規定する重要事項は、次に掲げるとおりとし、放課後児童健全育成事業者（以下「事業者」という。）が、放課後児童健全育成事業所（以下「事業所」という。）ごとに定めなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (3) 開所している日及び時間
- (4) 支援の内容及び当該支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額
- (5) 利用定員
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) 事業の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策

- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他事業の運営に関する重要事項
(秘密保持等)

第5条 事業者は、条例第16条に規定する秘密保持等について、次に掲げる事項を定めておかなければならない。

- (1) 目的
- (2) 適用範囲
- (3) 秘密区分
- (4) 責任体制
- (5) 秘密情報の保管
- (6) 秘密情報の第三者への開示
- (7) 秘密情報の廃棄
- (8) 教育研修
- (9) 懲戒処分
(開所時間及び日数の基準)

第6条 条例第18条に規定する事業所を開所する時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間以上を原則として、その地域における児童の保護者の労働時間、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）の授業の終了時刻その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。

- (1) 小学校の授業の休業日に行う放課後児童健全育成事業 1日につき8時間
- (2) 小学校の授業の休業日以外の日に行う放課後児童健全育成事業 1日につき3時間

2 条例第18条に規定する事業所を開所する日数は、1年につき250日以上を原則として、その地域における児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮して、事業所ごとに定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、条例の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に開設されている事業所については、第2条の規定は、平成32年3月31日までの間は、適用しない。

附 則（平成28年10月5日規則第40号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

那須塩原市放課後児童クラブ整備計画検討委員会設置要領

(設置)

第1条 放課後児童クラブの整備の方向性を定める放課後児童クラブ整備計画（以下「整備計画」という。）を策定するため、那須塩原市放課後児童クラブ整備計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 整備計画の総合的な検討調整に関する事項
- (2) その他整備計画の策定に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、14人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 公設民営放課後児童クラブ運営者
- (2) 民設民営放課後児童クラブ運営者
- (3) 放課後児童クラブ利用者保護者会関係者
- (4) 公設民営放課後児童クラブ支援員
- (5) 民設民営放課後児童クラブ支援員
- (6) 小学校関係者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成32年3月31日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、子ども未来部保育課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和元年8月1日から施行し、平成31年4月19日から適用する。

(この告示の失効)

2 この告示は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。

那須塩原市放課後児童クラブ整備計画検討委員会委員名簿

0	区分	所属	氏名	備考
1	1号	特定非営利活動法人ゆめがくどう	後藤 政人	委員長
2		特定非営利活動法人ゆめがくどう	深谷 哲	
3		特定非営利活動法人ゆめがくどう	篠崎 留美	
4	2号	学童保育たけのこクラブ	田中 賢	
5		学童クラブ てらこや	大島 律子	
6		こひつじ保育園 わくわくクラブ	白澤 崇行	副委員長
7	3号	埼玉小学校放課後児童クラブ	黒木 秀明	
8		学童クラブ西那須野幼稚園ほのぼのクラブ	長嶋 耕	
9	4号	稲村小学校放課後児童クラブ	永井 祐太	
10		三島小学校第三放課後児童クラブ	蓮見 祐和	
11	5号	学童保育第三せいわクラブ	永田 國夫	
12		こども館くれよんビーキッズ	笹沼 光江	
13	6号	東原小学校長	磯 隆幸	
14		波立小学校長	渡邊 法子	

那須塩原市放課後児童クラブ整備計画庁内検討会議委員名簿

No.	所属	氏名	備考
1	子ども未来部子育て支援課	岸上 容子	
2	子ども未来部保育課	福田 博昭	会長
3	教育部教育総務課	平井 克巳	
4	教育部生涯学習課	栗野 誠一	

計画策定の経過

年月日	会議等	内容
令和元（2019）年 3月18日	第21回子ども・子育て会議	第2期整備計画の策定について
令和元（2019）年 3月27日	庁議	第2期整備計画の策定について
令和元（2019）年 7月18日	第1回庁内検討会議	第2期整備計画の素案について
令和元（2019）年 9月4日	第1回検討委員会	第2期整備計画の素案について
令和元（2019）年 9月30日	第23回子ども・子育て会議	第2期整備計画の素案について
令和元（2019）年 11月18日	第2回庁内検討会議	第2期整備計画の案について
令和元（2019）年 11月19日	第2回検討委員会	第2期整備計画の案について
令和元（2019）年 11月22日	第24回子ども・子育て会議	第2期整備計画の案について
令和元（2019）年 11月27日～12月20日	パブリックコメント	
令和2（2020）年 1月〇日	庁議	
※その他随時、庁内調査及び打合せを実施		